

四半期報告書（第1四半期）の開示に関する留意事項

公認会計士 ひろはし さとみ
廣橋 里美

はじめに

本稿は、四半期報告書（第1四半期）の開示に関する留意事項について述べている。四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期個別財務諸表の開示は要しないとされているため（四半期会計基準第6項ただし書）、本稿では基本的に四半期連結財務諸表を対象としている。また、指定国際会計基準・修正国際会計基準に関する

記載については述べておらず、これらに基づく開示を行う会社においては注意が必要である。

以下の記載事例については、公益財団法人財務会計基準機構『四半期報告書の作成要領』（2023年6月第1四半期提出用）（以下「作成要領」という。）を引用している。

凡 例	
開示府令	企業内容等の開示に関する内閣府令（最終改正令和5年1月31日内閣府令第11号）
開示ガイドライン	企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）（令和5年1月31日金融庁企画市場局）
記載上の注意	開示府令第四号の三様式（記載上の注意）
四半期連結財規	四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号）
四半期連結財規ガイドライン	「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について（四半期連結財務諸表規則ガイドライン）（令和3年9月24日金融庁企画市場局）
四半期財規	四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（最終改正令和3年9月24日内閣府令第61号）
四半期会計基準	企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）
四半期適用指針	企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準	企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（最終改正2022年10月28日企業会計基準委員会）
改正税効果適用指針	企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（最終改正2022年10月28日企業会計基準委員会）
改正法人税等会計基準等	改正法人税等会計基準及び改正税効果適用指針
収益認識会計基準	企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（改正2020年3月31日企業会計基準委員会）
収益認識適用指針	企業会計基準適用指針第30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」（最終改正2021年3月26日企業会計基準委員会）
連結キャッシュ・フロー実務指針	会計制度委員会報告第8号「連結財務諸表等におけるキャッシュ・フロー計算書の作成に関する実務指針」（最終改正平成26年11月28日日本公認会計士協会）
時価開示適用指針	企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（最終改正2020年3月31日企業会計基準委員会）
セグメント情報等会計基準	企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（最終改正平成22年6月30日企業会計基準委員会）
1株当たり会計基準	企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（最終改正平成25年9月13日企業会計基準委員会）
作成要領	公益財団法人 財務会計基準機構『四半期報告書の作成要領』（2023年6月第1四半期提出用）

四半期報告書（第1四半期）作成に係る主な改正点

2024年3月期第1四半期の四半期報告書を作成するにあたり、新たに適用される会計基準等に関連する主な改正点を下表にまとめている。なお、下表のページは、本稿におけるページ数を意味している。

1. 開示府令の改正に伴う開示ガイドラインの改正に関する事項

項目	ページ
第2事業の状況	
● 事業等のリスク	5
● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	6

2. 改正法人税等会計基準等の早期適用に関する事項

項目	ページ
第1企業の概況	
● 主要な経営指標等の推移	4
第4経理の状況	
● 冒頭記載	9
● 会計方針の変更等	11

上記の他に、実務対応報告第43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の会計処理及び開示に関する取扱い」（2022年8月26日企業会計基準委員会）が公表されており、2023年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用される。

四半期報告書（第1四半期）作成に係る留意点

四半期報告書の記載としては、例えば次のような記載が考えられる。

項目	留意点	備考
第一部 企業情報		
第1 企業の概況		
1 主要な経営指標等の推移	<p>基本的に、当四半期連結累計期間及び前年同四半期連結累計期間ならびに最近連結会計年度に係るものを記載する（1株当たり四半期純利益・純損失の記載に注意する）。</p> <p>「1株当たり四半期（当期）純利益金額」（記載上の注意(5)a(i)、a(j)、c(j)、c(k)）については、「1株当たり四半期（当期）純利益」と記載することも差し支えないと考えられる。また、「純資産額」（記載上の注意(5)a(g)、c(h)）及び「総資産額」（記載上の注意(5)a(h)、c(i)）については、それぞれ「純資産」及び「総資産」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領17ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>「主要な経営指標等の推移」に関して、開示ガイドライン5-12-2において、遡及適用、財務諸表の組替え及び修正再表示の適用が規定されている。自己資本比率は、四半期連結会計期間に係る純資産額から四半期連結財規第56条の2において準用する連結財規第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、四半期連結財規第57条において準用する連結財規第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び四半期連結財規第58条に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該四半期連結会計期間に係る総資産額で除した割合を、連結会計年度に係るものにあつては、連結会計年度に係る純資産額から連結財規第43条の2の2の規定により掲記される株式引受権の金額、連結財規第43条の3第1項の規定により掲記される新株予約権の金額及び連結財規第2条第12号に規定する非支配株主持分の金額を控除した額を当該連結会計年度に係る総資産額で除した割合を記載する（記載上の注意(5)a(m)）。</p> <p><u>改正法人税等会計基準等を早期適用する場合の記載事例は以下のとおりである。</u></p> <p>（作成要領10ページ）</p> <p>「[法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日）等を早期適用している場合」</p> <p>2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。</p> <p>「[法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を早期適用し、2022年改正会計基準第20-3項ただし書き及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（2022年10月28日）第65-2項(2)ただし書きを適用している場合」</p> <p>2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっている。なお、2022年改正会計基準については第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日）については第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用している。この結果、当第1四半期連結累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっている。</p>	記載上の注意(5) 開示ガイドライン 24の4の7-7、5-12-2
2 事業の内容	当四半期連結累計期間において、提出会社及び関係会社において営まれていた事業の内容について、重要な変更があった場合には、その内容を記載する。	記載上の注意(6)

項目	留意点	備考
	セグメント情報の区分ごとに、当該事業に携わっている主要な関係会社に異動があった場合には、その内容を記載する。	
第2 事業の状況		
1 事業等のリスク	<p>当四半期連結累計期間において、四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスク（連結会社の経営成績等の異常な変動、特定の取引先・製品・技術等への依存、特有の法的規制・取引慣行・経営方針、重要な訴訟事件等の発生、役員・大株主・関係会社等に関する重要事項等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項をいう。）が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載する。</p> <p>提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載する。また、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載する。</p> <p>継続企業の前提に関する注記との関連に注意する。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと考えられる（作成要領27ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>開示ガイドライン「事業等のリスク」に関する取扱いガイドラインでは次の事項が規定されている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開示府令第二号様式（記載上の注意）(31)a、第四号の三様式（記載上の注意）(7)a及び第五号様式（記載上の注意）(10)aに規定する「事業等のリスク」の記載例としては、おおむね以下に掲げるものがある。なお、記載例とは別種の事項についても、投資家に誤解を生ぜしめない範囲で会社の判断により記載することを妨げるものではない。 (1)～(11) (略) 2 開示府令第二号様式（記載上の注意）(31)b、第四号の三様式（記載上の注意）(7)b及び第五号様式（記載上の注意）(10)bに規定する「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」については、その経営への影響も含めて具体的な内容を記載すること。 このうち、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」はおおむね以下に掲げる事象又は状況（これらに限るものではないことに留意する。）が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであることに留意する。 (1)～(20) (略) 3 開示府令第二号様式（記載上の注意）(31)b、第四号の三様式（記載上の注意）(7)b及び第五号様式（記載上の注意）(10)bに規定する「当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」については、当該提出会社に係る財務の健全性に悪影響を及ぼしている、又は及ぼし得る要因に関して経営者が講じている、又は講じる予定の対応策の具体的な内容（実施時期、実現可能性の程度、金額等を含む。）を記載すること。なお、対応策の例としては、おおむね以下に掲げるものがある（ただし、これらに限るものではないことに留意する）。 (1) 資産の処分（有価証券、固定資産等の売却等）に関する計画 	記載上の注意(7) 開示ガイドライン 5-16-2,24の4の7-7

項目	留意点	備考
	<p>(2) 資金調達（新規の借入れ又は借換え、新株又は新株予約権の発行、社債の発行、短期借入金の当座貸越枠の設定等）の計画</p> <p>(3) 債務免除（借入金の返済期日の延長、返済条件の変更等）の計画</p> <p>(4) その他（人員の削減等による人件費の削減、役員報酬の削減、配当の支払いの減額等）</p> <p>作成要領27ページの作成にあたってのポイント①では、「『事業等のリスク』について重要な変更（消滅も含まれると考えられます。）があった場合」と述べられており、消滅が含まれることについて述べられている。</p> <p>また、前事業年度の有価証券報告書に記載した内容から変更がない場合には、【事業等のリスク】の表題をそのまま記載し、該当のない旨（又は重要な変更がない旨）について記載することとなる（作成要領27ページ 作成にあたってのポイント⑤）。</p> <p><u>開示府令の改正に伴う開示ガイドラインの改正</u> 四半期報告書に関する取扱いについて定める開示ガイドライン24の4の7-7に、将来情報に関する虚偽記載等の責任について定める開示ガイドライン5-16-2が含まれている。</p> <p>開示ガイドライン24の4の7-7 5-3、5-6、5-7-1、5-10、5-12-2、5-13、5-4、5-16、5-16-2、5-17から5-21、5-22-2、5-23、5-23-2、5-44 及び24-13は、四半期報告書に関する取扱いについて準用する。</p> <p>開示ガイドライン5-16-2 有価証券届出書の様式中「企業情報」の「第2 事業の状況」の「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」から「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」までの将来に関する事項（以下「将来情報」という。）で有価証券届出書に記載すべき重要な事項について、一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明が記載されている場合には、有価証券届出書に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等（重要な事項について虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実の記載が欠けていることをいう。以下5-16-2及び5-16-4において同じ。）の責任を負うものではないと考えられる。当該説明を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内でも合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられる。</p> <p>なお、経営者が、有価証券届出書に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、届出書提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があることに留意する。</p>	
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	<p>経営者の視点による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容の記載としては、下記の(a)から(g)に記載の「財政状態及び経営成績の状況」「キャッシュ・フローの状況」「経営方針・経営戦略等」「会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」「基本方針」「研究開発活動」「従業員数」「生産、受注及び販売の実績」「主要な設備」を「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」の中でまとめて記載し、さらに、これらのほか、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報などを具体的に、かつ、分かりやすく記載する（作成要領33ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>(a) 当四半期連結累計期間における事業全体及びセグメント情報に記載され</p>	記載上の注意(8)

項目	留意点	備考
	<p>た区分ごとの経営成績の状況並びにキャッシュ・フローの状況についての前年同四半期連結累計期間との比較・分析。なお、連結会社が経営方針・経営戦略等を定めている場合で、経営者において、当該経営方針・経営戦略等との比較が、前年同四半期連結累計期間との比較よりも投資者の理解を深めると判断したときは、前年同四半期連結累計期間との比較・分析に代えて、当該経営方針・経営戦略等と比較・分析して記載することができる。</p> <p>また、当四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載（第二号様式（記載上の注意）32(a)g)における記載をいう。）について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。</p> <p>ただし、当該内容を財務情報である追加情報や他の注記において開示した場合には、非財務情報の開示では追加情報等を参照することによって省略することができる。</p> <p>(b) 当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めている場合における当該経営方針・経営戦略等又は当該指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更があったとき又は新たに経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等を定めた場合には、その内容及び理由。</p> <p>(c) 当四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更があった場合又は新たに事業上及び財務上の対処すべき課題が生じた場合におけるその内容、対処方針等。 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めている会社において、当四半期連結累計期間に当該基本方針に重要な変更があった場合にはその内容。また、当四半期連結累計期間において、新たに基本方針を定めた場合には、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第118条第3号に掲げる事項。</p> <p>(d) 当四半期連結累計期間における研究開発活動の金額。加えて、研究開発活動の状況（例えば、研究の目的、主要課題、研究成果、研究体制等）に重要な変更があった場合には、セグメント情報に関連付けた内容。</p> <p>(e) 当四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数（就業人員数をいう）に著しい増加又は減少があった場合には、セグメント情報に関連付けて、その事情及び内容。</p> <p>(f) 当四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容。</p> <p>(g) 当四半期連結累計期間において、主要な設備（連結会社以外の者から賃借しているものを含む）に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容。 i 新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合 その内容 ii 最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合 その内容</p> <p>記載上の注意(8)aに掲げる項目の記載にあたっては、項目別に記載するほか、例えば、記載上の注意(8)a(b)に掲げる「経営方針・経営戦略等」「経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等」及び(c)に掲げる「優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題」について一体的に記載することも考えられる（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント①）。</p> <p>当四半期連結累計期間において、連結会社が経営方針・経営戦略等又は経営</p>	

項目	留意点	備考
	<p>上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等（以下「経営方針等」という。）を定めている場合における経営方針等について既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比べて重要な変更があったとき又は新たに経営方針等を定めた場合には、その内容及び理由を記載することとされている。経営方針等が前連結会計年度末から前有価証券報告書提出日までの間に変更された場合で、当該変更内容を前有価証券報告書に既に記載した場合は、当四半期報告書において当該変更内容を重ねて記載する必要はないと考えられる。</p> <p>また、経営方針等が当四半期連結累計期間末から当四半期報告書提出日までの間に変更された場合には、当四半期報告書において、変更された旨及び変更後の内容を記載することも考えられる（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント②）。</p> <p>優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題で重要な変更があった場合又は新たに発生した場合、経営者が会社の置かれたその状況をどのように認識し、会社の事業の進展のために克服すべき当面の課題をどのように捉えているか、また、どのように対処するか等について、具体的に記載する必要があるとされている。</p> <p>なお、前有価証券報告書又は前四半期報告書等に記載した重要な課題については、その後の経過等を記載することが望ましいと考えられる（作成要領35ページ 作成にあたってのポイント③）。</p> <p>将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものである旨を記載する。ただし、四半期報告書提出日時点での判断に基づいて記載することを妨げるものではないと考えられる（作成要領33ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>開示府令の改正に伴う開示ガイドラインの改正 四半期報告書に関する取扱いについて定める開示ガイドライン24の4の7-7に、将来情報に関する虚偽記載等の責任について定める開示ガイドライン5-16-2が含まれている。上記「第2 事業の状況」の「1 事業等のリスク」参照。</p>	
3 経営上の重要な契約等	<p>当四半期連結会計期間において、事業の全部若しくは主要な部分の賃貸借又は経営の委任、他人と事業上の損益全部を共通にする契約、技術援助契約その他の経営上の重要な契約を締結した場合又はこれらの契約に重要な変更若しくは解約があった場合には、その内容を記載する。</p> <p>次の事象については、業務執行を決定する機関により決定された場合には、重要性の乏しいものを除き、その内容等を記載する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 吸収合併又は新設合併 ② 重要な事業の全部若しくは一部の譲渡又は重要な事業の全部若しくは一部の譲受け ③ 株式交換、株式移転又は株式交付 ④ 吸収分割又は新設分割 	記載上の注意(9) 開示ガイドライン5-17
第3 提出会社の状況		
1 株式等の状況 (1) 株式の総数等	<p>「発行可能株式総数」の欄には、当四半期会計期間の末日現在の定款に定められた発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数を記載する。</p> <p>会社が種類株式発行会社であるときは、株式の種類ごとの発行可能種類株式総数を記載し、「計」の欄には発行可能株式総数を記載する。</p> <p>「発行済株式」には、発行済株式の種類ごとに「種類」、「第 四半期会計期間末現在発行数」、「提出日現在発行数」、「上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名」及び「内容」を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、「種類」の欄にその旨を記載する。</p> <p>「内容」の欄には、単元株式数を含め、株式の内容を具体的に記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、</p>	記載上の注意(10) 開示ガイドライン5-7-2

項目	留意点	備考
	<p>冒頭に、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質を記載する。</p> <p>会社が行使価額修正条項付新株予約権付社債券等を発行している場合には、一定の事項を欄外に記載する。</p>	
(2) 新株予約権等の状況	<p>「新株予約権等の状況」については、当四半期会計期間中に新株予約権等が発行された場合に記載する。</p> <p>当四半期会計期間において、「取締役、使用人等に対して新株予約権証券を発行した場合」以外の新株予約権又は新株予約権付社債券を未発行の場合には、該当しない旨を記載することとなるため、留意する。いわゆる事前警告型の買収防衛策に重要な変更があった場合又は新たに事前警告型の買収防衛策を定めた場合については、「第2 事業の状況」の「2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」における基本方針に関する規定（記載上の注意(8)a(c)。作成要領29ページ以下参照）に留意する（作成要領61ページ 作成にあたってのポイント④）。</p>	記載上の注意(11) 記載上の注意(12)
2 役員 の 状 況	<p>前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において役員に異動があった場合に記載する。また、異動後の役員の数と性別を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載する。</p> <p>前事業年度の有価証券報告書を定時株主総会前に提出した場合、当該有価証券報告書に記載した当該定時株主総会及びその直後の取締役会での決議事項である「役員の改選」、「代表取締役の異動」及び「役員の役職の変更」等に関する事項については、それらが実際に否決・修正されなければ、当四半期報告書において、前事業年度の有価証券報告書の提出日後に行われた役員の変動として記載することは不要と考えられる（作成要領71ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の場合には、記載上の注意(1)一般的事項fに従い、監査役を設置する会社に準じて記載することとなる（作成要領71ページ 作成にあたってのポイント⑥）。</p>	記載上の注意(17) 記載上の注意(1) 一般的事項f
第4 経理の状況		
冒頭記載 四半期連結財務諸表の作成方法について	<p>【経理の状況】の冒頭記載において、四半期連結財務諸表は四半期連結財規に基づいて作成している旨を記載する。</p> <p>会計基準等を早期適用する場合、経理の状況の冒頭に四半期連結財規等の附則に基づいている旨の記載をすることが望ましいと考えられる（作成要領79ページ 作成にあたってのポイント④）。</p> <p>改正法人税等会計基準を2024年3月期の期首から早期適用する場合の記載事例は下記のとおりである。</p> <p>(作成要領74ページ)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>1. 四半期連結財務諸表の作成方法について</p> <p>当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成している。</p> <p>なお、当第1四半期連結会計期間（〇年4月1日から〇年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（〇年4月1日から〇年6月30日まで）は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（令和5年3月27日内閣府令第22号）附則第2条第1項ただし書き及び同条第4項により、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成している。</p> <p>2. 監査証明について</p> <p>(略)</p> </div> <p>監査証明については四半期レビューを受けている旨を記載する。</p> <p>四半期報告書の「経理の状況」に、四半期連結会計期間に係る四半期連結損</p>	記載上の注意(18) 開示ガイドライン 24の4の7-10

項目	留意点	備考
	益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表を作成していない場合は、四半期会計期間に係る四半期損益計算書）を記載する場合には、当該四半期報告書の「経理の状況」の冒頭に、その旨を記載しなければならないことに留意する。	
1 四半期連結財務諸表		
比較情報の作成	<p>四半期連結財務諸表について、比較情報の作成が規定されている。</p> <p>四半期連結貸借対照表については、前期末連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書については、前年同四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書については、前年同四半期連結キャッシュ・フロー計算書が必要に応じて修正され、比較情報として当四半期連結財務諸表に含まれることとなる。</p> <p>次の事項に留意する（四半期連結財務諸表ガイドライン5の3）。</p> <p>① 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表において記載されたすべての数値について、原則として、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る数値を含めなければならない。</p> <p>② 当四半期連結会計期間及び当四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表の理解に資すると認められる場合には、前連結会計年度並びに当該連結会計年度の対応する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る定性的な情報を含めなければならない。</p>	<p>四半期連結財務諸表第5条の3</p> <p>四半期連結財務諸表ガイドライン5の3</p> <p>「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」（2011年6月30日企業会計審議会）</p> <p>会計制度委員会研究報告第14号「比較情報の取扱いに関する研究報告（中間報告）」（平成24年5月15日）</p>
四半期連結貸借対照表	四半期連結貸借対照表は、様式第二号により記載する。	四半期連結財務諸表第30条
四半期連結損益計算書	四半期連結累計期間に係る四半期連結損益計算書は、様式第三号により記載する。	四半期連結財務諸表第64条
四半期連結包括利益計算書	<p>四半期連結累計期間に係る四半期連結包括利益計算書は、様式第三号の二により記載する。</p> <p>四半期連結包括利益計算書は、四半期連結損益及び包括利益計算書を作成する場合には、記載を要しない。</p>	四半期連結財務諸表第83条の2、第83条の3
四半期連結キャッシュ・フロー計算書	<p>四半期連結キャッシュ・フロー計算書は、様式第五号又は第六号により記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「投資活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p> <p>連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フロー（関連する法人税等に関するキャッシュ・フローを除く）は、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。上記に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。</p>	<p>四半期連結財務諸表第5条の2、第84条</p> <p>連結キャッシュ・フロー実務指針</p>
継続企業の前提に関する事項	<p>前連結会計年度の連結財務諸表又は前四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表において注記した継続企業の前提に関する重要な不確実性が、当四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照日においても認められる場合には、当四半期連結会計期間の四半期連結貸借対照日までの期間における当該重要な不確実性の変化も含めて記載する。</p> <p>また、当該重要な不確実性に特段の変化がない場合は、前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の注記を踏まえる必要がある（作成要領105ページ 作成にあたってのポイント①）。</p> <p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策については、少なくとも翌四半期連結会計期間の末日までを対象とした対応策を記載する必要があることに留意する（作成要領105</p>	<p>四半期連結財務諸表第27条</p> <p>四半期連結財務諸表ガイドライン27</p>

項目	留意点	備考
	<p>ページ 作成にあたってのポイント②)。</p> <p>前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日における継続企業の前提に関する重要な不確実性に大きな変化があった場合、若しくは前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日において継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期連結会計期間に継続企業の前提に関する重要な不確実性が新たに認められることとなった場合であって、当四半期連結会計期間の末日から1年にわたって継続企業の前提が成立すると評価に基づいて四半期連結財務諸表を作成するときは、当該重要な不確実性が認められる理由として、具体的な対応策が未定であること、少なくとも翌四半期連結会計期間の末日を超えた期間についても継続企業の前提が成立すると評価した理由等を含めて記載する(作成要領105ページ 作成にあたってのポイント③)。</p> <p>前連結会計年度又は前四半期連結会計期間の決算日に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められたが、当四半期連結会計期間において認められない場合は、当四半期連結会計期間に係る記載は不要となる。なお、重要な不確実性が認められなくなった経緯や対応策などの具体的な説明は、「事業等のリスク」などの項目で記載することが望ましい(作成要領105ページ 作成にあたってのポイント④)。</p>	
連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更	四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項のうち、連結の範囲又は持分法適用の範囲について、重要な変更を行った場合には、その旨及び変更の理由を注記しなければならない。	四半期連結財務規第10条 四半期連結財務ガイドライン10
会計方針の変更	会計方針の変更を行った場合には、原則として、変更後の会計方針を前期以前に遡って適用したと仮定し、税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を注記する。	四半期連結財務規第10条の2、第10条の3
会計方針の変更 改正法人税等会計基準等の早期適用	<p>改正法人税等会計基準の早期適用初年度においては、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うこととされている。この場合、その変更の内容等について注記する。</p> <p>改正法人税等会計基準等を以下の前提で早期適用する場合の記載事例は下記のとおりである。 (作成要領114ページ)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● 改正法人税等会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を資本剰余金又はその他の包括利益累計額のうち、適切な区分に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。 ● 改正税効果適用指針第65-2項(2)ただし書きに定める、子会社に対する投資を売却した時の親会社の持分変動による差額に対する法人税等及び税効果(改正税効果適用指針第9項(3)、第30項、第31項及び第51項(3))の改正については、適用初年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の適用初年度の累積的影響額を、適用初年度の期首の利益剰余金に加減するとともに、対応する金額を期首の資本剰余金に加減し、当該期首から新たな会計方針を適用する。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 当第1四半期連結累計期間 (自〇年4月1日 至〇年6月30日) </div> <p>(会計方針の変更) 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。……………(会計方針の変更の具体的な内容)……………。</p> <p>法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的</p>	四半期連結財務規第10条の2 改正法人税等会計基準等

項目	留意点	備考
	<p>な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、……………（経過措置の概要を記載）……………。この結果、……………（税金等調整前四半期純損益金額に対する影響額及びその他の重要な項目に対する影響額を記載）……………。</p> <p>また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当第1四半期連結会計期間の期首から適用している。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前年四半期及び前連結会計年度については遡及適用後の四半期連結財務諸表及び連結財務諸表となっている。この結果、……………（税金等調整前四半期純損益金額に対する前連結会計年度の対応する四半期連結累計期間における影響額及びその他の重要な項目に対する影響額（前連結会計年度の期首における純資産額に対する累積的影響額等）を記載）……………。</p>	
表示方法の変更	四半期連結財規などでは、表示方法の変更に関する注記は要求されていない。	
未適用の会計基準等	四半期連結財規などでは、未適用の会計基準等に関する注記は要求されていない。	
四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理に関する記載	<p>一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理を適用した場合には、その旨及びその内容を記載する。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略できる。</p> <p>四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理とは、次の会計処理である。</p> <p>① 原価差異の繰延処理 ② 税金費用の計算</p>	<p>四半期連結財規第12条 四半期連結財規ガイドライン12</p>
追加情報	財務諸表を作成する上で、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等において、経営者が行った一定の仮定を置いた最善の見積りが、四半期財規第22条及び四半期連結財規第14条に規定されている「利害関係人が会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する適正な判断を行うために必要と認められる事項」に該当する場合、追加情報の注記として、当該事項を注記しなければならない。	四半期連結財規第14条
株主資本等関係	支配の変動を伴わない子会社株式の追加取得・一部売却、子会社の時価発行増資等により、前連結会計年度末から資本剰余金の重要な変動が生じた場合については、前連結会計年度末から株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記の対象と考えられる（作成要領137ページ 作成にあたってのポイント）。	<p>四半期連結財規第92条 四半期連結財規ガイドライン92</p>
セグメント情報等	<p>セグメント情報等会計基準に準拠して、マネジメント・アプローチにより、セグメント情報を開示する。</p> <p>企業を構成する一定の単位（報告セグメント）に関する情報（セグメント情報）について、所要の事項を様式第一号に定めるところにより注記しなければならない。</p> <p>四半期連結財規及び四半期財規において、セグメント情報に係る様式が規定されているため、実際の開示に際しては同様式及び記載上の注意に留意する必要がある。</p> <p>開示情報としての重要性が乏しく、財務諸表利用者の判断を誤らせる可能性がないと考えられるとき（例えば、単一セグメントの場合）は、セグメント情報の記載を省略することも考えられる。</p> <p>ただし、記載を省略した場合でも、セグメント情報は様式上の記載項目とされているため、項目自体は省略せず、その旨を記載する（作成要領147ページ作成にあたってのポイント⑦）。</p>	四半期連結財規第15条
金融商品関係	<p>金融商品に関する注記については次のように規定されている。</p> <p>① 金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、</p>	<p>四半期連結財規第15条の2、第17条の2 四半期連結財規ガ</p>

項目	留意点	備考
	<p>四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における四半期連結貸借対照表計上額、時価及び当該四半期連結貸借対照表計上額と当該時価との差額を注記しなければならない。ただし、当該四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額及び前連結会計年度に係る連結貸借対照表計上額と時価との差額に重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。</p> <p>② ①本文にかかわらず、四半期連結貸借対照表の科目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>③ 時価で四半期連結貸借対照表に計上している金融商品については、当該金融商品に関する四半期連結貸借対照表の科目ごとに、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとに、当該金融商品の時価を当該時価の算定に重要な影響を与える時価の算定に係るインプットが属するレベルに応じて分類し、それぞれの金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。</p> <p>一 当該項目ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル一に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>ロ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル二に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>ハ 四半期連結貸借対照表日におけるレベル三に分類された金融商品の時価の合計額</p> <p>二 前号ロ又はハの規定により注記した金融商品の時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合には、その旨及びその理由</p> <p>④ ③にかかわらず、四半期連結貸借対照表に計上している金融商品を適切な項目に区分し、その項目ごとの四半期連結貸借対照表日における金融商品の時価について、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>⑤ ①本文及び②にかかわらず、四半期連結貸借対照表日における市場価格のない株式、出資金その他これらに準ずる金融商品については、①本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨並びに当該金融商品の概要及び四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> <p>⑥ ①本文及び②の規定にかかわらず、四半期連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）への出資については、①本文に定める事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該出資の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> <p>⑦ 投資信託等（法第2条第1項第10号に掲げる投資信託又は外国投資信託の受益証券、同項第11号に掲げる投資証券又は外国投資証券その他これらに準ずる有価証券を含む金融商品をいう。以下この項及び次項において同じ。）について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、①本文に定める事項の記載については、当該投資信託等が含まれている旨を注記しなければならない（当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額に重要性が乏しい場合を除く。）。</p> <p>⑧ ③及び④の規定にかかわらず、投資信託等について、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合には、③各号に掲げる事項の記載を要しない。この場合には、その旨及び当該投資信託等の四半期連結貸借対照表計上額を注記しなければならない。</p> <p>なお、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従い、投資信託等の基準価額を時価とみなす場合」については、財規ガイドライン8の6の2-4に具体的な定めが設けられている。</p> <p>契約資産を他の項目に属する金融資産と一括して四半期連結貸借対照表に表示している場合には、当該四半期連結貸借対照表の科目については、財規第8条の6の2第1項第2号に掲げる事項を記載する。この場合には、当該四半期連結貸借対照表の科目から契約資産を除いた金融資産について、当該事項を記載する</p>	<p>イドライン15の2 四半期適用指針 時価開示適用指針</p>

項目	留意点	備考
	<p>ことができる。</p> <p>金融機関等（総資産の大部分を金融資産が占め、かつ、総負債の大部分を金融負債及び保険契約から生じる負債が占める企業又は企業集団）以外は、第1四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間において（金融商品関係）の注記を省略することができる。</p>	
有価証券関係	<p>有価証券（次に掲げる有価証券に限る）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規第15条の2）のほか、当該有価証券が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、次に掲げる有価証券の区分に応じ、以下に定める事項を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>① 満期保有目的の債券</p> <p>イ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ロ 四半期連結決算日における時価</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と時価との差額</p> <p>② その他有価証券</p> <p>株式、債券その他の有価証券の種類ごとの次に掲げる事項</p> <p>イ 取得原価</p> <p>ロ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額</p> <p>ハ 四半期連結決算日における四半期連結貸借対照表計上額と取得原価との差額</p>	<p>四半期連結財規第16条</p> <p>四半期連結財規ガイドライン16</p>
デリバティブ取引関係	<p>デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているものは除くことができる）については、「金融商品に関する注記」（四半期連結財規第15条の2）のほか、当該取引が企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められる場合には、通貨、金利、株式、債券及び商品その他の取引の対象物の種類ごとの四半期連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益を注記しなければならない。ただし、適時に、正確な金額を算定することが困難な場合には、概算額を記載することができる。</p> <p>上記の事項は、先物取引、オプション取引、先渡取引、スワップ取引及びその他のデリバティブ取引その他の取引の種類に区分して記載しなければならない。</p>	<p>四半期連結財規第17条</p> <p>四半期連結財規ガイドライン17-1</p>
企業結合等関係	<p>暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間等においては、企業結合日の属する四半期会計期間等に遡って当該確定が行われたかのように会計処理を行う（四半期会計基準第10-4項、第21-4項）。</p> <p>当該会計処理を受け、以下の注記事項が求められている。</p> <p>① 暫定的な会計処理の確定した四半期会計期間等においては、暫定的な会計処理が確定した旨、発生したのれんの金額又は負ののれんの発生益の金額に係る見直し内容及び金額を注記する。</p> <p>② 暫定的な会計処理の確定に伴い、比較情報に、取得原価の当初配分額の重要な見直し反映されている場合には、その見直し内容及び金額を注記する。</p> <p>なお、暫定的な会計処理の確定に伴い、比較情報に、取得原価の配分額の重要な見直し反映されている場合には、開示対象期間の1株当たり四半期純損益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益を、当該見直し反映された後の金額により算定する。</p>	<p>四半期連結財規第20条～26条</p> <p>四半期会計基準</p> <p>四半期適用指針</p>
収益認識関係	<p>収益認識会計基準等では、当期認識した顧客との契約から生じる収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解して注記する。</p>	<p>四半期連結財規第27条の3</p> <p>四半期連結財規ガ</p>

項目	留意点	備考
	<p>収益を分解する程度については、企業の実態に即した事実及び状況に応じて決定する。その結果、複数の区分に分解する必要がある企業もあれば、単一の区分のみで足りる企業もある。</p> <p>収益の分解に用いる区分を検討する際に、次のような情報において、企業の収益に関する情報が他の目的でどのように開示されているのかを考慮する。</p> <p>(1) 財務諸表外で開示している情報（例えば、決算発表資料、年次報告書、投資家向けの説明資料）</p> <p>(2) 最高経営意思決定機関が事業セグメントに関する業績評価を行うために定期的に検討している情報</p> <p>(3) 他の情報のうち、上記(1)及び(2)で識別された情報に類似し、企業又は企業の財務諸表利用者が、企業の資源配分の意思決定又は業績評価を行うために使用する情報</p> <p>なお、収益を分解するための区分の例としては次のものが挙げられる。</p> <p>(1) 財又はサービスの種類（例えば、主要な製品ライン）</p> <p>(2) 地理的区分（例えば、国又は地域）</p> <p>(3) 市場又は顧客の種類（例えば、政府と政府以外の顧客）</p> <p>(4) 契約の種類（例えば、固定価格と実費精算契約）</p> <p>(5) 契約期間（例えば、短期契約と長期契約）</p> <p>(6) 財又はサービスの移転の時期（例えば、一時点で顧客に移転される財又はサービスから生じる収益と一定の期間にわたり移転される財又はサービスから生じる収益）</p> <p>(7) 販売経路（例えば、消費者に直接販売される財と仲介業者を通じて販売される財）</p> <p>収益の分解情報を注記する場合の収益は、収益認識会計基準等の範囲に含まれる顧客との契約から生じる収益であることに留意する（作成要領177ページ作成にあたってのポイント③）。</p> <p>収益の分解情報については、当四半期連結累計期間に認識した顧客との契約から生じる収益と報告セグメントとの売上高との間の関係を投資者その他の四半期連結財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとされている（作成要領177ページ作成にあたってのポイント④）。</p> <p>報告セグメントの売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収益の会計処理の定めに基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断される場合や、セグメント情報等の注記に含めて収益の分解情報を示している場合には、収益の分解情報に関する事項を記載するにあたり、当該セグメント情報等に関する事項を参照することにより記載に代えることができるとされている（作成要領151ページ作成にあたってのポイント⑤）。</p>	<p>イドライン27の3 四半期会計基準 収益認識会計基準 収益認識適用指針</p>
1株当たり情報	<p>当四半期連結累計期間に係る1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及びその算定上の基礎は、注記しなければならない。</p> <p>「1株当たり四半期純利益金額」（四半期連結財規第78条）については、「1株当たり四半期純利益」と記載することも差し支えないと考えられる（作成要領183ページ作成にあたってのポイント①）。</p>	<p>四半期連結財規第78条 1株当たり会計基準</p>
重要な後発事象	<p>四半期連結決算日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の当該四半期連結財務諸表に係る四半期連結会計期間が属する連結会計年度（当該四半期連結会計期間における四半期連結累計期間を除く。）以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。</p>	<p>四半期連結財規第13条 四半期連結財規ガイドライン13</p>

以上